

合志市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年1月10日(金)午後1時30分から午後2時20分

2 開催場所 市役所大会議室

3 出席委員 (13人)

会 長	14番	福 嶋	求仁子
委 員	1番	平 山	和 敬
”	2番	清 原	啓 喜
”	3番	上 野	育 夫
”	4番	平 野	昭 代
”	5番	高 島	一 久
”	6番	村 上	幸 記
”	7番	長 野	昌 治
”	8番	齋 藤	典 夫
”	10番	城	英 夫
”	11番	青 木	恵 夫
”	12番	岡 田	政 広
”	13番	坂 口	正 子

4 欠席委員 (0人)

5 議事日程

(1) 議事録署名者

(2) 農家調査及び現地調査員

(3) 議案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第3号議案 農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしについて

第4号議案 令和7年農作業標準賃金の制定について

6 農業委員会事務局職員

局 長 坂 上 範 行

次 長 上 野 茂

主 幹 上 村 恭 子

○事務局長 それではただいまより令和7年1月の農業委員会総会を開会いたします。開会にあたり、福嶋会長よりご挨拶をお願いいたします。

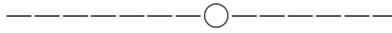
○会長（福嶋求仁子君） 明けましておめでとうございます。出荷活動をしているときに車の中で聞いたことなんです、落語家の桂文枝さんが以前お話をされておりまして、自分達は新しい発見を思いつくために、毎日の練習が大切。何度も練習を重ねることで、ひらめくことがあるとおっしゃられました。このひらめきを求めて毎日練習は欠かせないと言われました。この話を聞いて思いました。私たち農業委員も同じように毎日、農地パトロールを行っていますが、農地パトロールを繰り返していつも変化がないなと思っても、そういう中でふと気づくことがあると思います。この前までここは何もなかったのに、何か倉庫が建っているとか、木が随分大きくなってきたなど色んなことを思われると思います。そういう農業委員会の活動の中でも、毎日の何気ないパトロールが大切であると思いました。特に農地を守っている皆さん方、農家の皆さん方のご苦勞をパトロールをしながら思っているところです。一方では、新規就農の新しい方達が農地で頑張っている姿を見ますと、地域の未来、活力を感じる場所です。さて私たち農業委員会の活動は、このメンバーでは3月までとなります。本当に長かったような、短かったような期間でしたけれども、色んな思いをして、農業委員はこういうことをしていかなければならないのかということ、辞める前になって気づくこともかなりたくさんあるかなと思います。ぜひ、各地域では新しい農業委員のメンバーが決まったかと思えますけれども、新しいメンバーの方たちに今の思いを伝えていただければいいなと思いますので、皆さん方も地域の中でいっしょにお声掛けをしていただけたら、うれしく思います。また、地位計画作りもやっとスタートしたなという感じですが、3月までには2回目の報告をしなければなりません。各地域の中で、進んでいるところ、進んでいないところといろいろあるかと思いますが、今までと同様に農地は皆さんで守っていただいて、頑張っている農家の皆さんがその農家の周辺で農地を耕していただけるような方法で、皆さんの一声がいただくと、地域計画作りも自然とまとまっていくのではないかと思いますので、今後どうぞよろしくお願ひしたいと思います。それでは、本日は新年最初の1月の総会です。議案がありますので、皆さんの思いを議案書を見ながらご発言いただければと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局長 それでは、本日の総会の成立についてご報告いたします。

本日は農業委員13名全員がご出席でございます。よって、合志市農業委員会会議規則第6条の規定により、過半の委員がお揃いでございますので、本日の総会が成立することを報告いたします。

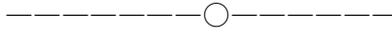
では、この後の議事につきましては、会議規則により会長より進行をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） それでは、会議前に注意事項を申し上げます。会議中の携帯電話につきましては、電源を切られるかマナーモードにされますようお願いいたします。また、会議中での委員の私語につきましては、慎んでいただきますよう併せてお願いいたします。特に何かご意見やご質問などがあれば、挙手により発言をするようお願いいたします。



(1) 議事録署名者

○議長（福嶋求仁子君） それでは、3の議事に入ります。議事録署名者につきましては、6番 村上委員、7番 長野委員を指名しますのでよろしくお願いたします。



(2) 農家調査及び現地調査員

○議長（福嶋求仁子君） 農家調査及び現地調査員につきましては、農業委員1番 平山委員、2番 清原委員 10番 城委員 13番 坂口委員、推進委員 15番 緒方委員 17番 工藤委員 20番 清原委員、以上7名の委員さん方へ適宜意見をお伺いたしますので、よろしくお願いたします。

(3) 議案

○議長（福嶋求仁子君） それでは議案に入ります。

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。
所有権移転番号1につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書1ページをお開き下さい。

所有権移転番号1、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりとなっております。申請の理由は用地買収に伴う代替地取得のための売買でございます。

続けて申請地の場所ですが、議案書『別紙』3ページの斜線部分が申請地です。図の中央部分、大津植木線の南側に位置する農地です。

4ページが申請地の現況写真です。

次に5ページをご覧ください。保有されている農業機械の写真です。

次に6ページをお開きください。こちらは所有権移転の調査書です。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ該当しません。

第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり該当しません。

第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。

第4号の農作業、常時従事要件は、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事することが見込まれるため該当しません。

第6号の地域との調和要件ですが、申請地はこれまで畑として利用しており、許可後も同様に野菜等を作付けする予定であるため、周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。

以上1号から6号まで該当する項目はないと思われれます。

事務局からは以上です。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の2番、清原委員に農家及び

現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（清原啓喜君） それでは、農家及び現地調査につきましてご報告致します。12月26日の午前11時30分頃、私と清原推進委員と事務局で現地調査をいたしました。

今回の申請理由は事務局からの説明のとおり、用地買収に伴う代替地取得のための売買です。

申請地は申請人が野菜等作付けしており、許可後も同様に利用する予定のため、周りの農地への影響も心配ないと思われます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第1号議案、農地法第3条第1項の規定による、所有権移転番号1について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による、所有権移転番号1は原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。所有権移転番号1につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の2ページをお願いいたします。

所有権移転番号1の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は特定建築条件付売買予定地への転用で、売買による所有権移転です。

議案書別紙の7ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が番号1の申請地になります。九州沖縄農業研究センターの西で、熊本菊鹿線の西側に位置する農地です。

次の8ページが申請地の現況です。

9ページが配置図です。申請者は主に不動産業を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、特定建築条件付売買予定地9区画を整備する計画です。

10ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の11ページにお示ししておりますとおり、申請地は「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内存在する農地」であることから、第1種農地となり、原則転用することは出来ませんが、例外規定

の「住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当するため許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、

1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。事務局の説明に関連しまして、担当地区の13番 坂口委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（坂口正子君） それでは、現地調査につきまして報告します。

令和6年12月26日の午前、私と緒方推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地の北側と南側は農地に接しておりますが、周囲にはコンクリートブロックを設置するなど、土砂流出に留意するとのことで、特段心配はないかと思います。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号1について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号1は原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。所有権移転番号2につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の2ページをお願いいたします。

所有権移転番号2の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は特定建築条件付売買予定地への転用で、売買による所有権移転です。

議案書別紙の12ページをお願いします。図面中央の赤点線部分が今回の開発区域で、太枠斜線部分が所有権移転番号2の申請地です。三菱電機株式会社の西、上生川の西側に位置する農地です。

13ページが申請地の現況です。

14ページが配置図です。申請者は主に不動産業を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、特定建築条件付売買予定地6区画を整備する計画です。

15ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の16ページにお示ししておりますとおり、申請地は「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内存在する農地」であることから、第1種農地となり、原則転用することは出来ませんが、例外規定の「住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当するため許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、

1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。事務局の説明に関連しまして、担当地区の1番 平山委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（平山和敬君） それでは、現地調査につきまして報告します。

令和6年12月26日の午前、私と内平推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地の北側と東側に農地が接しておりますが、周囲にはL型擁壁やコンクリートブロックを設置するなど、土砂流出に留意するとのこと、特段心配はないかと思えます。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。

第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号2について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号2は原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君） 続きますして第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。所有権移転番号3につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。

所有権移転番号3の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は貸駐車場への転用で、売買による所有権移転です。

議案書別紙の17ページをお願いします。図面中央の赤点線部分が今回の開発区域内の特別養護老人ホームで、太枠斜線部分が所有権移転番号3の申請地となります。九州沖縄農業研究センターの西で、熊本菊鹿線の西側に位置する農地です。

次の18ページが申請地の現況です。

次の19ページが配置図です。申請者は個人で、隣接する特別養護老人ホームの従業員の駐車場が不足しているため、当該申請地を売買により取得し、10台分の駐車場を整備して、自身が経営する法人へ貸し付ける計画です。

20ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の21ページにお示ししておりますとおり、申請地は、東側前面道路に水道管及び下水道管が埋設されており、おおむね500m以内に公益的施設であるあいあい保育園及びこのみ坂保育園が存在しますことから、「水管、下水道管が埋設されている沿道で、概ね500m以内に2つ以上の公共施設等が存在する農地」に該当するため第3種農地となり許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、

1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はございません。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の13番 坂口委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（坂口正子君） それでは、現地調査につきまして報告します。

令和6年12月26日の午前、私と緒方推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地の周囲は農地に接しておらず、既設のコンクリートブロックがあり、土砂流出に留意すること、特段心配はないかと思えます。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号3について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号3は原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。所有権移転番号4につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。

所有権移転番号4の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は農家住宅への転用で、売買による所有権移転です。

議案書別紙の22ページをお願いします。第1号議案 農地法第3条でご説明しました農地の南側になりますが、図面右側の太枠斜線部分が所有権移転番号4の申請地となります。松川商店の南東で、熊本大津植木線の南側に位置する農地です。

23ページが申請地の現況です。

24ページが配置図です。申請者は農業を営む個人で、中九州横断道路の建設に伴い、現在の住宅を移転する必要が生じたため、所有する当該申請地に住宅を建築する計画です。道向かいの現在お住まいの宅地に農業用倉庫を整備されるとのこと。

25ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の26ページにお示ししておりますとおり、申請地は、「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内存在する農地」であることから、第1種農地となり、原則転用することは出来ませんが、例外規定である「地域の農業振興に関する地方公共団体の計画」を策定し、その計画に基づき農振農用地から令和6年9月17日に除外されているため転用可能となっております。

括弧2の一般基準についてですが、

1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はございません。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の2番 清原委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（清原啓喜君） それでは、現地調査につきまして報告します。

令和6年12月26日の午前、私と清原推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申

請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地の一部に農地が接しておりますが、申請者自身が耕作している畑であり道路側にはコンクリートブロックを設置するなど、土砂流出に留意することと、特段心配はないかと思えます。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号4について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号4は原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。所有権移転番号5につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。

所有権移転番号5の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は建売住宅への転用で、売買による所有権移転です。

議案書別紙の27ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が番号5の申請地で、西合志中学校の北東にあり、ルーテル学院野々島グラウンドの北東側に位置する農地です。

次の28ページが申請地の現況です。

29ページが配置図です。申請者は主に不動産業を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、建売住宅2棟を整備する計画です。

30ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の31ページにお示ししておりますとおり、申請地は約5haの農地が連たんした区域内に存在しますことから、農地区分は「農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地となり許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はございません。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の1番 平山委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（平山和敬君） それでは、現地調査につきまして報告します。

令和6年12月26日の午前、私と内平推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地の周囲は農地に接しておらず、既設のコンクリートブロックもあり、土砂流出に留意するとのことで、特段心配はないかと思います。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。

第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号5について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手（挙手多数）でございます。

よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号5は原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。賃借権設定番号1につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。

賃借権設定番号1の借人、貸人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は農業用資材置場及び農業用車輛置場への転用で、賃借権設定です。

議案書別紙の32ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が賃借権設定番号1の申請地で、合生文化会館の北西、上生川の南側に位置する農地です。

次の33ページが申請地の現況です。写真のとおり申請地は、一部コンクリート舗装されております。申請者からは始末書が提出されておまして、それによりますと、40年前に貸人の亡くなられた父が資材置場の倉庫を建築しておりましたが、今回違反転用していたことに気づいた申請者は農地法の理解不足により、違反してしまったことを反省されています。

倉庫の方は解体されておりますが、進入路となるコンクリート舗装の部分はそのまま借人が使用されたいとの意向があるため、現状のままでの追認もやむを得ないと考えております。

次の34ページが配置図です。

申請者は主に農業を営む法人で、コンバイン等農業用機械2台、軽トラック等農業用車輛3台を置く農業用資材置場を整備する計画です。

35ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の36ページにお示ししておりますとおり、申請地は、「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内存在する農地」であることから、第1種農地となり、原則転用することは出来ませんが、例外規定である農業用施設、農畜産物処理加工施設及び農畜産物販売施設に該当するため許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、

1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の10番 城委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（城英夫君） それでは、現地調査につきまして報告します。

令和6年12月26日の午前、私と工藤推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地は、南側以外は農地に接しており、すぐ北側の隣接地は農振農用地ですが、境界には畔を作り、砂利敷きし雨水は浸透させ、土砂等が流出しないように努めるとのことですので、特段心配はないかと思います。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。

第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定番号1について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手（挙手多数）でございます。

よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定番号1は原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。事業計画変更番号1につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。

事業計画変更番号1の転用事業者、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

既に令和5年6月29日付け、熊本県指令農担第77号及び令和6年2月15日付け、熊本県指令農担第182号で許可しております案件の調整池の工法変更です。

議案書別紙の2ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が番号1の申請地で、菊池病院の北側、セミコンテクノパークの西に位置する農地です。

次の3ページが申請地の現況です。

4ページが全体を示す配置図です。赤丸で囲っている調整池が今回工法を変更するB調整池です。5ページが法面保護工法の変更内容の図面です。6ページが調整池の法面に芝を植える植生工に変更することに伴う雨水排水路を延伸する変更図面です。

7ページをお願いします。意見書中段の

農地法関係事務処理要領第4-6-(3)-オ-(ア)に掲げる検討内容についてですが、

- ①の変更後の転用事業者実施の確実性から③の農地転用許可基準からみた変更後の転用事業者の判断まで該当のあるところについて検討を行いました。温暖化対策や景観向上のため、B調整池の法面をコンクリート舗装から芝を植える工法に変更検討されています。この変更に伴い、雨水排水路を延伸する必要がありますが、審査の結果、問題ないと判断しました。事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま、事務局からの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか。

(なしの声あり)

○議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。

第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、事業計画変更番号1について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手（挙手多数）でございます。

よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、事業計画変更番号1は原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして第3号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こ

しにつきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは、議案書4ページをお開きください。

第3号議案 農業経営基盤強化促進法第19条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定の決定についてご説明申し上げます。

次の5ページは農用地利用集積計画の総括表です。左側が今回の1月総会分、右側が令和7年1月、第1回からの利用権設定面積の累計数になります。

次の6ページは利用権設定等状況一覧表・所有権移転関係の説明です。

次に7ページをご覧ください。今回の利用権設定等状況一覧表です。利用権設定総合計の面積は39,186㎡です。

次の8ページをご覧ください。

今月の利用権設定申出書・計画書の件数は13件です。

貸人・借人、経営面積、利用権を設定する農地につきましては議案書に記載のとおりです。個別の内容につきましては、利用権の種類、利用内容、期間、10a当りの賃借料の順に説明いたします。

番号 1、賃借権、飼料作物	5年	15,000円(3筆)
番号 2、賃借権、飼料作物	5年	15,000円(2筆)
番号 3、賃借権、芝	5年	25,000円
番号 4、賃借権、w c s	5年	10,000円
番号 5、賃借権、米・麦	50年	20,000円(3筆)
番号 6、賃借権、飼料作物	10年	15,000円(2筆)
番号 7、賃借権、飼料作物	10年	15,000円(2筆)
番号 8、賃借権、甘藷	10年	20,500円
番号 9、使用貸借、水稻	10年	0円
番号 10、賃借権、飼料作物	5年	15,000円
番号 11、賃借権、アスパラガス	5年	22,100円
番号 12、賃借権、米	5年	米1俵(2筆)
番号 13、賃借権、米	5年	米1俵

次に利用券設定(中間管理機構)【再配分】の番号1番の内容を説明いたします。

番号1は賃借権です。利用内容は普通畑・水田です。利用期間は3年、10a当りの賃借料は、12,000~18,000円の5筆です。

次の11ページをご覧ください。所有権移転です。

5件あります。

以上第3号議案は農業経営基盤強化促進法第19条第4項の各要件を満たしていると考えられます。

最後に農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知書の集計を報告致します。

今回の合意解約件数は 6件 21,278㎡でございます。

内契約予定件数が 6件 21,278㎡でございます。

内契約無しが 0件 0㎡でございます。

今回の6件すべて次の契約が予定してあります。

これで第3号議案の説明を終わります。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局からの説明が終わりました。委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（ありません）

○議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等無いようでございますので採決を行います。

第3号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起しにつきまして、承認することに異議が無い方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起しにつきましては、原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして、第4号議案、令和7年農作業標準賃金の制定につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは、農作業標準賃金につきましてご説明いたします。議案書の12ページをお開き願います。

この農作業標準賃金につきましては、農作業の委託等をされる場合に、目安となる金額等が何もないということになれば、契約される際に困られるのではないかとということで、一つの目安として参考にしていただくよう、農業委員会として毎年定めているものでございます。あくまでも目安となる金額になりますので拘束力はありません。双方の話し合いにより金額は自由に決めていただくこととなります。

金額については13ページのとおりでございます。なお、この金額につきましては、市内で農作業の受託をしておられる法人さんに聞き取り調査を行いまして、その金額をもとにこちらに記載をさせていただいているところでございます。

なお金額については、燃料費高騰や電気料金の値上げ等の理由で前年度から、ほとんどの項目が上がっています。

総会での決定後には、市のホームページへ掲載することによりまして、市内の農業者の方々へ周知をするということで考えております。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ただ今、事務局等からの説明が終わりました。農業委員並びに推進委員さんで何かご意見、質疑はございませんか？何かご質疑はございませんか？

(なしの声あり)

○議長（福嶋求仁子君） ご質問・意見等無いようでございますので採決を行います。

第4号議案、令和7年農作業標準賃金の制定につきまして、承認することに異議が無い方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手（挙手多数）でございます。よって、第4号議案、令和7年農作業標準賃金の制定につきましては、原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君） 以上で全ての議案が終わりました。事務局へお返しします。

4 閉 会

○事務局長 長時間にわたります慎重審議ありがとうございました。

以上をもちまして、「令和7年1月の合志市農業委員会総会」を閉会いたします。
皆さん大変お疲れ様でした。

—————○—————

閉 会 午後2時20分